等級ごとの職員数について（平成29年4月1日現在）

行政職給料表

級	級別標準職務表に規定する基準となる職務	合　計		内　訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職　名	（人）	（人）	（%）	段 階
1　級	定型的な業務を行う職員	30	13．0	主　　事	16	73	31．6	係員級
				保　育　士	12			
				栄　養　士	1			
				教　　諭	1			
2　級	主任、困難な業務を処理する主事の職務	43	18．6	主　　任	43			
3　級	係長、困難な業務を処理する主任の職務	46	19．9	係　　長	46	46	19．9	係長級
4　級	課長補佐の職務	31	13．4	課 長 補 佐	31	75	32．5	課長補佐級
5　級	企画監、主幹、困難な業務を処理する課長補佐の職務	44	19．1	企　画　監	4			
				主　　幹	25			
				課 長 補 佐	15			
6　級	理事、参事、支所長、総務課長、次長、課長、局長、所長、館長、園長 高度な業務を処理する企画監の職務	37	16．0	参事兼支所長	2	37	16．0	課長級
				総 務 課 長	1			
				次　　長	1			
				課　　長	21			
				局　　長	1			
				所　　長	5			
				館　　長	1			
				園　　長	4			
				会 計 管 理 者	1			

※ つるぎ町職員の給与に関する条例第5条第2項の規定による、級別標準職務表において級を決定されない職員（ 特別職職員、企業職職員［病院職員］、技能労務職員、その他臨時職員 ）を除く。

※ 再任用短時間勤務職員　2級8名